

京都市疏水の水の使用に関する条例の一部を改正する条例（平成25年3月29日京都市
条例第99号）（上下水道局総務部総務課）

1 条例改正の趣旨

疏水の維持等を適切に行っていくため、疏水の水の使用料について適正な水準に改定しました。

2 条例改正の概要

疏水の水の使用料について、次のとおり改定しました。

単 位	現 行	改 正 案
1月につき流量1リットル毎秒	8,300円	8,600円

注 使用料の額は、この表により計算して得た額に100分の105を乗じて得た額です。

3 施行日

この条例は、平成25年9月1日から施行することとしました。

京都市疏水の水の使用に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成25年3月29日

京都市長 門川大作

京都市条例第99号

京都市疏水の水の使用に関する条例の一部を改正する条例

京都市疏水の水の使用に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条前段中「8,300円」を「8,600円」に改める。

附 則

この条例は、平成25年9月1日から施行する。

(上下水道局総務部総務課)